

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第 6 回 委 員 会 議 事 録

日時：平成19年5月18日（金）

13：30～16：00

場所：岐阜県議会 西棟 第1会議室

司会 定刻となりましたので、ただいまより「第6回岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」を開催いたします。開会に先立ちまして、環境生活部長の高田よりごあいさつを申し上げます。

環境生活部長 環境生活部長の高田でございます。この4月から新任で環境生活部長としてお世話になることになりました。皆様方には大変お忙しい中、第6回目になりますが、「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。6回目の開催となるわけでございますけれども、皆様方には大変熱心にご議論いただきまして、3月には「産業廃棄物処理施設の整備における公共関与のあり方について」という中間報告という形で、検討経過をご報告いただき、課題点が明らかになってきているところでございます。本年度におきましても、規制、支援、給付等の観点から引き続きご検討いただきまして、今後、県が取り組むべき公共関与のあり方について、ご提言をいただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

司会 続きまして、昨年度末、当委員会より提出をいただきました中間報告を受けまして、環境生活部次長の古田より、県における状況等について、ご報告申し上げます。

環境生活部次長 環境生活部次長の古田でございます。私の方から昨年度、議論をしていただいた中で3件ほど、皆様からの疑問に県がはっきりとお答えしていないのではないかというようなご批判もございました件について、述べさせていただきます。

最初に、この検討委員会ができた設立の目的そのものなのでございますが、平成17年度末をもって、地球環境村ぎふが解散しまして、公共関与で県が進めようとしてきた計画が、財団が解散したためにできなくなったわけです。そこで、財団が今までやってきたことを今度は県が直接やるんだということで、その過程において、財団でやってきた地球環境村構想そのものについては十分な議論がなされず、財団を解散し、構想は、県が引き続いて実施することで、こういった検討委員会を立ち上

げたわけです。

そこで、財団を解散するときに、しっかり財団でやってきた中身そのものまでについての検討がなされなかったことによって、この検討委員会が、最初から、県による施設整備ありきというような性格の元に立ち上がった委員会だとしてご批判がございました。

この点については、今さら申し上げるまでもないことで、昨年度そのことについて、何回もご議論させていただきまして、当然そういったことはもう白紙に戻して、公共関与のあり方そのものから検討していただくということで、今年度引き続いて、県の公共関与のあり方、いわゆる県が直接作るという立場もあれば、それ以外に民間が作る施設に対する補助とか、規制を強化、又は緩和することによって施設整備が進むのではないかと、そういった全ての面から検討することで、財団が廃止されたと同じように地球環境村構想もなくなったんだということを、はっきり、明確にしていきたいと思っています。

それからもう一つ、これも地球環境村構想とも一体となったものなんですけれども、廃棄物5原則ということで、その中に自己完結、自分で出たごみは自分で処理するんだと、また、地域内処理というか、そういうことを県が推し進めてきました。ですから、地球環境村構想も県下5地域でそれぞれで出たごみをそれぞれのところで処理するんだというように進めてきました。県としても自己完結というのを主張してきました。

この意味は、一つには、産廃にしろ一廃にしろ、全て、出たごみは自分で責任を持って処理するんだということで、その点については、排出した者が責任を持って処理するんだということは当然ですが、これをもって5地域に分散してそれぞれ処理すると、それぞれの地域で出たごみはそれぞれの地域で処理する施設を作るんだということで、推し進めてきました。

やはり、ごみというのは広域的に移動するものですし、経済的な面から見ても、処理するにはそれなりの量もいるということで、地域内、それぞれの地域で出たごみを、地域で産廃を処理するというのは、いかに経済性とか、実情からはかけ離れたものであるかということについてご批判がありました。

そのことが、施設整備が進まない一つの原因であるという。県としても、確かに5圏域を作ろうと思ったのは間違いありません。岐阜県の5つの振興局ごとに出た廃棄物をそれぞれの地域で処理をしようという発想で、地球環境村構想を進めてきました。それが地球環境村ができなかった一因であるというご批判はありまして、この点についても、いわゆる精神論的な自分で出たごみは自分で処理するというのと、現実にもそういったものをどのように処理するかということと、かけ離れたという面もありましたので、この廃棄物5原則というものについても根本からいろ

んな議論をしていきたいと思っておりますので、その点はよろしくお願いたします。

司会 ここで、年度替わりなどに伴う委員の異動がございましたので、新たにご就任いただきました、委員の方をご紹介させていただきます。
清水前委員のご後任で環境市民ネットワーク岐阜の小林由紀子委員でございます。

小林委員 よろしくお願いたします。

司会 前田前委員のご後任で、社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員の堀義博委員でございます。

堀委員 堀でございます。よろしくお願いたします。

司会 その他の委員及び本日ご出席の委員のご紹介は、お手元に配布の資料をもって代えさせていただきます。

なお、西寺委員におかれましては、市長職の任期満了に伴い岐阜県市長会長を退任しておられます。後任者決定までの間、しばらく空席とのことであり、ご欠席です。

また、谷口委員におかれましては、都合によりご欠席とのご連絡をいただいております。

なお、事務局におきましても、この4月の移動に伴いまして新体制となりましたので、紹介をさせていただきます。

<事務局紹介>

続きまして、本日の配布資料の確認をさせていただきます。

<配布資料確認>

事前に委員の皆様へお送りしました資料について、一部資料の差し替えと追加がございましたので、委員の皆様には当該資料のみお配りしてございます。

<追加資料説明>

なお、本日の会議は公開ということにしておりまして、傍聴希望者が6名ありました。予め委員長長の了解の下、入場していただきましたこと

をご報告させていただきます。

<注意事項説明（携帯電話の使用禁止、私語の禁止）>

本日の委員会は午後4時の終了予定でございます。
それでは、堀内委員長、よろしくお願いいたします。

委員長

座ってやらさせていただきます。委員の皆さん、昨年度は本当にご多忙の中、家庭のこともあるでしょうし、仕事のこともあるでしょうが、岐阜県のこういった廃棄物行政について、県民の立場から、どうあるべきかを屈託なくご意見を出しあって、よいものを作る土台を作りたいということでごんばっていただきました。

その間、委員会をはじめ、委員会の手助けといいますか、委員会の活性を高めるためのワーキンググループのメンバーにも入ってもらって、大変ごんばっていただきました。それから、委員の皆さんには、こういった県下の企業のアクティビティを実際に現場で見させていただくために、企業の視察や公的事業の視察も何回かしていただきました。皆さんから大いに勉強になったという感想をいただいております。そしてその後色々意見を交わしながら、1年間の中間報告ということで、一応まとめました。

そのときの基本的な考え方と申しますのは、この「岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会」という、この名前があがっておりますが、中身としましては、最初からこういうような施設を作るんだという考えではなくて、どういうふうなことがこれまでうまくいかなかったのか、先ほど古田次長からお話がありました地球環境村問題、もっと前からいわれている、地域の5圏域についての色々な廃棄物行政に対する関与、そういったことをです、もう一度見直しながら、かつてはそうであったらうけど、今の事情はまた若干変わっているんだよと、そういったことも踏まえながら、排出者の方、あるいは処理業者の方、市民の立場、色々な方の意見をいただいて、前回のような中間まとめということで、やらさせていただきます。

今年は、最終的なまとめを、やはり、2月、3月あたりにすることになると思うんです。去年1年間にやってきたことを、これを十分に踏まえてやっていく。この踏まえるというのはその1年間の中でやはりなぜ失敗したのか、御嵩の問題や、あるいは地球環境村構想の瓦解というか、うまくいかなかった。これを県の立場からも色々反省も含めてです、改善点なども我々も一緒に考えながら色々率直な意見を出してきたことを言っています。

そうしたことを踏まえながら、どうしても解決しなければならない、市民の生活というものがありますが、これをどのようにして考えていく

かということ、見過ごすわけにはいかない、何らかの解決策というものを提示しなくてはいけないのではないかと、岐阜県が、全国の中の他府県に対して、廃棄物に関しては先進県であるといわれるくらいの内容の検討が十分にされたということであれば、この県の委員会としてですね、立ち上げられた意義も出てくるかと思うんですね。

そういった面で今年ですね、最終的な委員会のときにも申しましたように、公共関与のあり方ということに関しまして、規制型、支援型、給付型と、こういったものを一つずつ、独立的に議題に取り上げて、これを吟味して、その中で、岐阜県の現状、我々がまだまだ知らなかった現場のデータ、こういったものを収集、そして分析してですね、そして提言書というものを作りたいと思っています。

去年の最後の方で、色々なデータの数字が出てまいりましたが、まだまだこれは、きちっとしたデータが必要だ、そういったことをですね、意識しましたので、今年度はそういった細かなデータ、現状に即したデータ、また他府県では決して集められないような、そういった資料などもですね、集めて、そして検討していきたいと考えています。

それから最後の方でもう1件出ましたよね、従来の体制ではやはり限界がある。もっと深くやるためには、現場の色々な立場の方々の事情、実情、そういったものが出てくる場が要ると、そういうことが提案されたと思います。今回ではそういったものを具体的にどうするか、ということを含めて、新たな立ち上げをしていきたいと考えております。

皆さん本当にお忙しくて大変な立場でございますが、ひとつこういった地球環境問題は日本だけではなくて、世界のいろんな国で困っているものですから、我々のこういった小さな自治体のところで、ひょっとしてうまく光輝くものをみることができたら、それが望外の喜びだと、我々みんながそう思えるようにしてまいりたいと、思っております。

それでは、いよいよ、今回の議事を進めていきたいと思っております。まず、報告関連の資料1ですが、事務局の方からお願いしたいと思います。よろしいですか。

事務局 <報告関連資料集 資料1の説明>

委員長 どうですか、そちらの方はよろしいでしょうか。議事録の方はどうでしょうか。

兼松委員 はい。

委員長 はいどうぞ。

兼松委員 わかりきったことだとは思いますが、①の報告資料集の「第6

回」となっているんです、議事録が。これは「第5回」ですね。中身は「第5回」というふうに書かれているんですけど、ホームページのところも訂正された方がよいと思います。

委員長

事務局、よろしいですか。

ありがとうございました。

よろしいでしょうか、議事録のところでございます。

続きまして、第5回ワーキンググループの開催結果について、ワーキンググループのリーダーの守富副委員長から報告願いたいと思います。

副委員長

守富です。第5回のワーキンググループの開催結果の、この資料集の最後の1ページに入っているものです。年度末の3月に第5回を開きまして、今年度、19年度の第6回以降をどういうふうに進めていくのか、ということについてお話いただきました。出席者名等々はそこに書いてあるとおりでございます。日時についてもそこに書いてあるとおりです。

検討結果ですが、19年度につきましては、検討委員会における検討課題について、排出事業者等に関わる具体的な数値や課題などの情報収集し、明らかにしていく必要があることから、排出事業者、処理事業者、あるいは住民の視点で、先ほど委員長からもありましたように、現場レベルでの現状と課題、意見を拾い上げていくこととしたい。具体的にはワーキンググループにおいて、情報収集が必要とする事項について、事務局においてそれぞれ関係者に対するアンケート、ヒアリングの意見交換などを実施していくこととしたい。ひとつは、昨年度の後半から出ているマトリックス、今日、お手元に最後に配っていただいたものです。これは第5回までに出ているマトリックスの中身の一例ですが、先ほど委員長と話し、新しい委員もいるので、マトリックスについてもう一回説明しておいた方がよいとのことで配布させていただきました。このA3版の資料を見ながら、説明させていただきます。

縦軸に、一番左のところに規制型、支援型、給付型、一番下に現在の課題などというのが書いてあります。今のが行だとすると、上のほうから列として、排出事業者、排出事業者の中でも、大企業、中小企業、零細企業と大きく3つに分けてあります。それから収集運搬業者、処分業者、ここには書いてありませんけれども住民の方の意見というのが、もう一つ列が入ってくるかと思えます。

さらに一番上に書いてありますように、物の流れとしては、排出されるところから、中間業者を経て、最終の処分場の下流のところまでいくという流れ、この軸に対して、公共といいますか、行政がどう関与していったらよいかということで、規制、これももったもなことだとは思いますが、規制を強化、さらに今では足りないよというのであればさらに強化すべきだという意見もあるでしょうし、いや、逆にきつ過ぎてか

えって困っている、排出業者の方が困っている、あるいは運搬業者が困っている、最終処分業者が困っている、等々のところの意見をきちんと吸い上げていこうというのが一つです。

また同様に支援型、給付型ってのは先ほど意見がありましたように、一つの例として地球環境村っていうのがあったわけですが、給付型の現状としては必ずしも良くなかった。じゃあ、今後こういうことを検討課題にあがるのか、あがるとして、中間なのか処分業者なのか、あるいは支援する場合でもどのあたりのところを行政として支援していけばいいのか、というところをこういう縦軸と横軸、ここでいいますと、横軸が先ほどから出ている規制、支援、給付っていう軸になりまして、縦軸が排出業者、収集処理と、ある意味では数学的にいうと、いわゆる行列という形になるんですが、それでもう一つには、これを立体的に、伊達に立体的に書いてあるわけではありませんで、実は過去から現在、未来に対してこうした縦軸と横軸の絵が、どういうふうに、かつての10年前であれば地球環境村がありました、それで現在、今こういう検討委員会をやってます、さらに将来、これがどういう方向に動いていくんだろうかということで、時間軸というのがもう一つ、この紙の上に立ってくるような格好になるかと思えます。

これまで、昨年議論していただいてきたものが、その中のどこのデータがどこの部分に当てはまるのかというのを、こうしてマトリックスで、ここのところは作業として、情報、あるいは皆さんからの聞き取り、あるいは現場の視察等々で、こういうところがだいたいわかりましたよね、というところは埋めて、ここは問題だということところはさらに掘り下げていこうというためのマトリックス、組み合わせだというふうにお考えいただければいいかと思えます。

それでは、もう一度先ほどの検討結果のところに戻らせていただきます。具体的にその関係者、二つ目の四角ですが、関係者からの情報収集について、検討事項を整理したマトリックス、今のものです、をベースとして、規制、支援、給付の3つの観点から不足する情報の収集に必要な項目立てを行う必要があるだろうと考えています。

ワーキンググループにおいて項目立てをし、ワークシートを作成し、各関係者、関係者というのは、先ほどの排出業者、あるいは収集業者、処理業者、最終処理業者といったようなところの関係者に投げていくこととしたい。

どういうふうに情報を取るのか、これも議論のあるところで、ワーキングのレベルでは、ワーキング委員会を開いた段階では、ワーキング委員会とは別に、例えば今日の検討委員会があった後に排出業者に集まっていたと、情報が得られるところにお声をかけて集まっていたと、あるいは中間処理業者に集まっていたと意見を聞く、あるいは住民サイドの人に集まっていたと意見を聞くというふうを考えていたの

ですが、実際にそれを行おうとすると、私自身も委員長も皆さんも、月に2回、3回出なくちゃいけないことになって、それはちょっとよしてくれ、という意見も多かったので、その点については事務局とワーキンググループで責任を負う人は大変になるかとは思いますが、部分的に収集活動をしていただくと、全員が集まることもないだろうと個人的には思っています。その点については、今日あるいは期限を切って、次のワーキングまでに具体的に考えなくてはいけないと思っております。いざれにしても、そうした格好で情報を集めていくということです。

それから最後にその他ということで、ぜひ今年度議論していったほしいこととして、この10年間で産業廃棄物の状況が大きく変化したことを踏まえ、岐阜からの発信をできるようなものを考えていきたい。

それから不法投棄問題は、その原因として処理施設の有無が言われがちですが、施設の有無が直接の原因ではなく、施設整備とは一緒に考えない方がよい、そのことを説明していかなければならない。要するになぜ産廃が悪者にならなければいけないのか、なぜ産廃が悪く言われるのか、その元凶をもう一度議論してみてもどうかと、住民サイド、あるいは排出業者、確かに椿洞問題、いろんところで、あるいはテレビ報道などでどうも産廃が悪く言われてしまう。ところが実際に現場に行ってみると産廃自身はきれいに処理されているのではないかと、そうしたところのギャップがあまりにも大き過ぎますので、どうしてそういうふうになってしまったのか、あるいは今後それをどうしていったらよいのかというところの議論をぜひ加えていただきたい、というのがワーキンググループからの要望でございます。

以上です。もし他の方でご意見あれば、追加していただきたいと思っております。

兼松委員

あの、その他のところの不法投棄問題のことなんですけれども、ワーキンググループのリーダーがおっしゃられたような面もあるんですけれども、もう一つ、やっぱり不法投棄問題ってのは、そこに書いてあるとおり、施設がないから不法投棄されるんだという言い方があるんだけれども、それは本当に正しいんだろうか、ということも私たちがきちんと把握したり、認識できたらいいなと思っております。

委員長

ワーキンググループのメンバーの方で、他に何か意見のある人はいらっしゃいますでしょうか。

守富委員、先ほど話の中で、この中委員のメンバーが不足しているデータの収集に努力するということですが、具体的にはどのようにして収集するのか、県の事務の方でそういう色々な対象となるような企業に当たってもらうとかいうところはどうかですか。

副委員長

今考えておりますのは、一応ここのメンバー表を見ていただければ、各業界の代表者、組合あるいは業界の代表の方にご参加いただいておりますので、そうした組合の中で意見のいただける方にご参集いただくのが一つの手かな、とは思いますが、それを具体的に人を貼り付けて毎回出ていただくのも大変なことです、そこについてはこれからどのワーキングメンバーあるいはここの委員会のメンバーに出ていただくのはこの後詰めたいと思っています。

ただ、進め方としては組合、ここに参加いただいている方から意見を聞いて、あるいは県庁の方で、ぜひこういうところもあるよ、という紹介を受ければ、そういうところから意見を聞き、集まっていたるか、こちらから出かけるかという格好にはなると思います。

委員長

そういうような、対象となる者の選定とか、あるいはそれらへのアクセスには事務局でかなり協力していただかなければできないですね、当然のことですが。一つよろしく願いいたします。

副委員長

一言断っておきますけど、場合によっては、行政の方が入ってしまうと発言しづらいという場面もあると思いますので、行政の方は除いて、やるってということもありえるかも知れません。

委員長

はい、それからこの資料の中で、その他の意見の中に、不法投棄は施設整備とは一緒に考えない方がよい、私も賛成なんです、これの根拠とかでできますかね。

森朴委員

あの、今日の資料にも入っておるんですが、いわゆる不法投棄現場というのは、いろんなシチュエーションが考えられますが、まず、基本的には普通に言われておるような産業廃棄物が処理をされていく現場です、不法投棄が出るというのは、旧来、この10年間くらい前であればですね、比較的簡単に不法投棄につながり得たんですが、現況では、かなり悪意を持ってやらないと不法投棄というのができない現状が、法的に整備されております。

にも関わらず、毎週のようにマスコミ等で不法投棄というような、あるいは不適正処理の事案なんかがなされまして、ややもいたしますと、産業廃棄物の多くの部分が不適正な処理をされておるが如き印象を与えておりますが、きちっと見ていくことが必要じゃないかと。確かに処理施設が全くないのであれば、どこでも処理できないという現状があるんですが、今、県内でも昨年来、見てきていただいて、一定の処理をこなすだけの県内の処理施設があります。まだ足りないものとか、こういったものがあつた方がよいとかいうことは、当然考えられますが、一定の処理がなされておる現状にもかかわらず、不適正処理が続いておる、し

かもそれが、後ほど資料であるかと思いますが、市町村に非常に大きな負担となっておりますし、それから地域住民にとってはですね、非常な環境阻害の要因となっておりますを、やはり、こういったことをもう一度整頓して、調べていかなければならないのではないかと思います、ご提案申し上げました。

委員長

ありがとうございました。そういうことで、この辺のワーキンググループの検討内容について、よろしいでしょうか。

他にご意見がなければ、次に進めたいと思いますが。

堀委員

ちょっとよろしいですか。

委員長

どうぞ。

堀委員

今年から、前田委員に代わり出席させていただきます岐阜県建設業協会の堀です。昨年1年間の5回の委員会の議事録、かなり時間はかかりましたけれど、しっかり読まさせていただきました。中間報告はどちらかといえいいとこ取りをしたところがありまして、生の意見というのはやはり議事録を読まないとは分からないと思いました。

議事録を読んだ感想ですが、不法投棄の件でここまで議論がもつれてきたように思います。かなり大胆な言い方ですけど、不法投棄はこの委員会の議題に上げるべきではないと思います。先ほど森朴委員もおっしゃいましたが、不法投棄の原因を追究しても意味はありません。個人的意見ですが、世の中に泥棒がなくなると一緒に、不法投棄はどんなことをしてもなくなりませんよ。どんなよい施設を作り、どんな安い投棄料にしても、ただより安いものは無いですから、絶対に無くならないでしょう。そのことを理由に産業廃棄物行政全般に不信感を持つというのは、ポイントがずれているように思います。

あくまでも不法投棄は警察、公安で対応すべきであり、それと監督官庁がしっかりすればいいことで、不法投棄を前提に廃棄物対策を考えていては絶対に議論は先に進まないと思います。この委員会ですべきことは、いわゆる善良な企業が、正規の手続きで産業廃棄物を出して、それをきちんとした中間処理業者及び最終処理業者が処理するにはどうしたらいいかを検討することです。そのようにして処理施設が整備され容量が増えれば、結果的に不法投棄も減ってくるようになります。そうでないとまた1年間同じことになるような気がします。

その辺の舵取りは委員長にお願いしますけれど、やはりある程度の議題の取捨選択は必要だと思います。それと、データについてもあまり意味の無いデータの収集は止めるべきでしょう。

不法投棄の実態を調べるという話がありましたが、警察でも完全につ

かんでいないのですから、事務局が苦勞するだけで、全然意味がないと思います。中小企業、零細企業からの廃棄物の排出量にしても、大企業からの排出量はつかめるはずで、工業出荷量の比率を考えると中小零細は低いはずで、廃棄物の量も工業出荷量の比率を掛けてある程度割り増しをすれば全体の数字がつかめると思います。あまり細かい数値を求めても時間の無駄ではないかと思っています。

委員長

はい、堀委員、ありがとうございます。この辺の議論のところは、また後段のところでもみんなでやりたいと思いますが。

それでは本日の議題に入らせていただきます。議題1の平成19年度の委員会活動についてですが、実は議題の2ですが、平成19年度のスケジュールについてというのが関係しておりますので、両方併せて事務局の方から説明願いたいと思います。

事務局

<議事関係資料集 資料1、資料2の説明>

委員長

ありがとうございます。資料1のこのマトリックスの図ですね、これは大変貴重な内容を示していると思いますが、新たな体制で、前回どうしても必要だということを検討するのですが、例えば情報収集会みたいな形で関係者から、ワーキンググループが示した項目について情報を得る。そしてそういうような集まりを委員会の前にやる。しかもその得た情報をまたワーキンググループで整理していただいて、それを委員会で検討というか、議論するとこういうことの流れのようであります。

このやり方について、色々分かり難いところとか、あるいは意見がございましたらお願いしたいと思いますが。小林委員、ございますか、流れが分かるでしょうか。

小林委員

はい。

委員長

ワーキンググループの活動にとっても、大変重要になってきますよね、ここでかなり項目を絞って、その項目について、この情報収集会みたいなものができて、ということになりますから。

どうでしょうか。ワーキンググループの守富委員、これは、例えばここに書いてありますように、各排出業者、住民側、処理業者というのがございますが、このメンバーの中で、ある程度それに関係の、造詣の深いといえますか、そういう方は、そういう話し合いのときには出てもらって結構ですよ。

副委員長

はい。そうです。

委員長

そうすると自ずから決まってくるね、例えば住民側のことをお話するような場合はその代表の立場で出ておられる方はできるだけ出席していただく。それからこの委員会のこのメンバー全体の中でも参加できるならば出ていただきたいとそういうことでありますから、時間の許される方、直接そっちに関係しているメンバーにお願いする以外にもですね。私もやっぱり知りたい、皆に関心持って出ていただければ、なお結構ということなんです。

後藤委員、どうですか。

後藤委員

先ほどの、今の議論の前の不法投棄云々というところでございますが、環境保全協会といたしましてはですね、こういったものを未然に防がなければいけない、いうことで、昨年もそうございましたが、今年もですね、さらにそれを重点的な目標として、環境保全協会でもあらゆる業種が入っていらっしゃると思います。製造業から建設屋さんからあるいは森朴さんの傘下の廃棄物処理業者、皆、たくさん入っていらっしゃいますので、そういったところ、大きいところで、保全協会のメンバーとしてしょっちゅう出てきていただいているところは、かなりそういったことが、ほとんど皆無といったことは言い難いですが、それを事前に予防していかうと、こういうようなことを、今年重点的にやろうというふうで、昨日もまだ、理事会をやって、今度総会にかけるというふうになっておるわけでございます。

そして今の19年度の活動フローにつきましてもですね、処理業者の方々は、かなりこの頃はレベルが上がったというか、それこそ先ほどお話にございましたような10年前とは全く違っておる状況でございますので、関係者からの情報収集ということはですね、手前どもの協会でもって、ある程度ピックアップしましてですね、あるいはお話をつぶさに聞いていただくとか、あるいは中小零細もあるわけでございますので、その辺のところに対してはどういうふうのことが今後起こりそうであるか、そんなことを想定してはいけないわけでございます。そんなようなことをつぶさに聞いていただく、情報収集にはよいのではないかなあと、こんなことをちょっと思いまして、お話し申し上げたわけでございます。

小林委員

一つ、ちょっと疑問に思うんですけども、関係者からの情報収集というところで、議題解決に向けた意見交換を行う、ということになっていきますけれども、解決に向けた意見交換をここで果たしてするのかな、というのがちょっと疑問なんです。これだとやっぱり事情を収集するだけの方がそこで、色々言われても、お答えも何もできないので、このところで課題解決というのは、非常に難しいのではないかな、というふうに思います。

委員長 たぶん、そうではないのではないですか。そういうふうな読み方もできるのかなあ。

堀委員 課題解決に向けた意見交換が重要であって、解決できるとは思いませんね。

小林委員 あ、実は3年程前、岐阜県の方で私は、ちょっと囑託でこういうところを回ったことがあります。それで排出業者さんのお話だとか住民側のお話をずっと聞いて歩いたんですね。そのときに、結局陳情になってしまうので、そこを精査していくのがとても難しく、ただお話を聞く、何もお約束はできないんですが、っていうことを住民の側、排出業者さんの側に言っていないと、どういう問題点があるかっていうことをきちんと、なかなか聞けなかったという現状があります。

ですから、少しでも課題解決に向けてという言葉があいまいにでも入ってしまうと、過大な期待を抱かされてしまうような気がするんですね。で、問題点は皆さん話していらっしゃるうちに徐々に出てくると思いますので、やはり文書を出すときに、課題解決に向けたっていうふうに出してしまうことは非常に難しいことではないのかな、というふうに思うのですがいかがでしょうか。

委員長 わかりました。課題についてというようなことですよ。結局そういうような問題をどのように捉えていくのかというところが、そういうような内容で書かれているのかな、と私は思っていたんですが、どうですか。

副委員長 文書を出されるというのは、情報収集しようとするところに対して、こういう文言は入れない方がよいという、そういうことですよ。

小林委員 そういうことです。

こちらは解決するつもりで聞いているんですけども、こういった言葉を入れてしまえば相手に過大なことを抱かれてしまうということ。

それから行政の方を入れないということで、自由にディスカッションできますけれども、それがどこまで正確な情報であるのかわからないのが、十分精査できないので、それもやはり、ある程度聞いておくっていう形でないと難しいと思います。

副委員長 自由に意見を出してもらおうという観点からは、あまり縛らない方がよいということですね。

小林委員 はい、あまり縛らない方がよいと思います。

それともう一つ、不法投棄の問題ですけれども、やはり私は堀委員と一緒に、悪意のある方の事案っていうのは非常に難しいと思います。

で、ある地域の事案、瑞浪の方の話聞いたときに、いくら県の振興局の方が行ったり、自治体の方が行ったりしても、指導どおりにされて埋め戻されてしまえば、やっぱりわからない。地域の方は色々言われて、その現場に行くんですけれども、現場に駆けつけたときには、もうすでに何もかも終わっていてわからない状態になっているとか、いろんな、悪意のある方っていうのはいろんなことをやっていくので、それを予防するとか、それを取ったとしても、それが次の叩き台にはならないような気がするんですね。それよりもやっぱり、どうやったら法律を遵守できるのかという議論をした方がより効果的ではないかな、というふうに思いました。

十分、たぶんあの、県の方の、私のそのときの感想としては、不法投棄してらっしゃるところはきちんと掴んでらっしゃって、私のときにはちょうどリサイクル法が変わるときで、そのときには十分法的な根拠を持って摘発をされていたように思うので、わかっていればやられると思うんですね。

ですからそれよりも、よりわかりやすい調査ってのもありますし、それからこの排出業者の場合、小さいところ、大きいところ、中小っていうのもありましたけれども、私はたまたま自動車リサイクル法のとくに調べたときには、零細企業、小企業、中企業、大企業という、やはりそのところどころですごく対応が違っていたので、やはりそれも分けて聞かれた方がわかりやすいというふうに思うんですね。

そのあたりをやはり業者の方たちによく事情を聞いて、きちんと聞かないと、せっかくワーキンググループがそこに行ったとしても、状況が極めて把握が困難になると思うので、このあたりを少し整理していった方が時間的な節約になるのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。

委員長

小林委員、今の零細、中小、色々な内容の方で、対応が違ってたと、具体的にどのような格好ですか。

小林委員

たまたま自動車リサイクル法が始まったときだったので、トヨタとかホンダとかいった大企業の場合は、もう既にコンピュータが導入されていて、もうその日から対応ができていた。ところが小企業とか中企業の方たちは自動車をシュレッダーダストにするという段階ができなくなったので、その段階で、どういうふうに工場を作るのかということはずいぶんと揉めてらした。

ずいぶん前からコンソーシアムをして話し合ってたのに、

その対応が、やはり環境省の方がくるくる変わってきていたので、非常に遅れていた、零細の方の方たちは、もうどうしようもないから放っておくという感じで、聞いていると、行政やそういうものに対する不満だけであって、自分がどうするってことの情報収集をされていなかったの、なかなか難しかったので、三段階に分けて聞かせていただきましたけれども、やはりそのあたりはきちんと行政の方たちはわかっている、三段階に分けて聞いてくるようにというふうに言われたんですね。

やはりそのあたりを頭の中にきちんと入れていろんな場合を聞いていかないと、なかなかこの廃棄物っていうものの規模差っていうのは大きいんだっていうふうに思いました。

委員長

ありがとうございます。今言われておった内容で、中小零細のデータの収集が大変難しいというのが、前回議論になっておりましたね。

森朴委員、特に森朴委員、零細とかその辺の企業のデータを集めるのはかなり困難だとは思いますが、どうでしょうかね。

森朴委員

やっぱり排出現場といいますか、かなり系列的に、元請けから孫請けまで生産体制が非常に多重化しておりますので、しかも、廃棄物が出る現場というのがほとんど製造現場で出てきて、その処理責任がですね、それぞれのプロセスになってまいりますので、中小零細の場合は非常に条件の悪いところで納品の条件なんか生まれてまいりますから、その辺は業界団体にちょっと声をかけただけでは、果たしてどれだけ掘めるのかというのは難しいところがあると思います。

しかし一方で、専門的に、その業種の方であれば、聞いていけば、それも社会調査的な手法を少し使ってやっていけば、時間をかければできるかと思います。

兼松委員

はい。

委員長

どうぞ、兼松委員。

兼松委員

どこまで排出量を正確に把握できるのかっていうのは、この前、第5回の検討委員会の際に関係者の方々から情報収集し、非常に難しいと考えています。これが私たちの委員会の任なのだろうか、やるべきことなのだろうかという投げかけをしました。それは皆さん、おわかりだと思えます。でも、その中で、より良い方向を目指していこうということだったので、そういう経過を踏まえて、前向きにやっていけたらいいと思います。なので、非常に困難なことは最初から予想しています。

もう一つ、ここに不法投棄の問題を入れてきてらっしゃるんですけれども、あえて言わなかったのは、後で不法投棄の事案が出てくるので、

それで言いませんでした。それで、なぜ不法投棄のことを問題にしたかっていうと、別にこれから1年間、不法投棄の問題をと、量とか、発生原因とかを追求していこうということでは決してないのです。それが1年間の目標では決してなくて、ただ、産廃の処分場がない、作らないことが不法投棄につながるかのような言い方が社会的にされることもあるし、前知事が御嵩問題のときに、処分場ができないと不法投棄が増えるのだということを、繰り返しおっしゃったこともあります。

そういうことも踏まえて、処理施設を検討する上で、不法投棄と連動しているのかどうなのか、処分場がないから不法投棄が増えるのか、そうではない別の要因があるのか、そのことを踏まえた上で産廃の処分場とか、規制のあり方を私たちが考え得るのであれば、それは検討の議題の一つにした方がよいということで、今日、入れました。なので、誤解をいただかないようにと思います。

それから、第5回の検討委員会のときに、建設業界の方がとてもいい説明をしていただきました。しかし廃棄物の量がなかなか掴みにくかった。それで、課題が残っているのでございます。業界としてのデータを出していただきたいということが残っておりました。

堀委員

色々なセクションでばらばらにデータを取った感じで、辻褄が合わなかったのだと思います。

兼松委員

はい。出していただいたデータ、説明していただいたデータと、それから実態のデータはどうなのですか、というのが合わなかった。そういう意味で、それぞれの業界の中でも非常に難しいっていうのは良くわかっております。そういうことでも、少しでも前に進みたいというのを込めて、完全に正確にわかるとはとても思えない、お話を聞かせていただいたりしたって、ほんの一部の方にしか過ぎない。でも聞かないよりはきっとよいだろうと。それを整理したことは今まで、岐阜県だっただけでしょう。そういう目標を持ってやっていけたらよいと思っています。

森朴委員

委員長。

委員長

はい、どうぞ。

森朴委員

関連して少し報告なんですけど、私ども中小の産廃業者ですが、協同組合で電気工事業協同組合さんと協力し合って、という話を前にご報告申し上げたのでございますが、それで電気工事組合の組合員さんなんか、少量の、せいぜいワゴン車一台分くらいのごみがなかなか処分できなくて大変だというお話をしておりました。

それで、旧来の建設リサイクル法の制定前は、割と種別に大きなコン

テナを置いていただいて、そこの作業現場で出た物は分別して入れていただいていたのが、むしろコンテナを撤去されちゃったというお話をしたことがあるんです。この話はこの検討委員会の中で、複数回、私、お話申し上げました。

そうしましたらですね、想定していなかった結果なんです、実は県内の建設現場でコンテナがだいぶ復活してきたと。非常にいい結果になりつつあると。排出事業者の中でやはり、私どもの検討委員会のホームページやなんかでの公開を見ていただいて、やっぱり問題意識を持っていただけたのかなと、それからもう一つは善商問題ですね、排出事業者責任ということで、やはり業者の方々が、排出者の方々がだいぶ意識が変わってきたんじゃないかなと、非常に歓迎すべきこととして、ご報告申し上げます。

委員長

加藤委員、どうですか。排出関係の立場から。

加藤委員

この、フローに関してということで、戻してよろしいでしょうか。

まずですね、兼松さんからもお話があったようにですね、ここで提示させていただいたデータがあまり正確ではないように思われたというのが第一印象ですね。

ワーキンググループでそれを少しでもやってみようよという、意気込みだと思っんです。これをやるのは本当に大変なことだと思います。実際に我々がやるような内容ではないと思っております、正直な話。でも、ここからやっていかないと、議論ができないんですね、いろんなデータを断片的に埋めさせていただいてますけれども、本当の、真に何が問題であるのか、というところがとんかなか見えてこないところがございます。

そういった意味で、このワーキンググループに絡んで、もう一回情報を収集してみようと。結果は駄目かも知りません、正直に言います。ただ、やってみないことには前に進まない。先ほどもすばらしい意見を聞いたので、事業別に分けて意見を聞くなりですね、そういった、私どもが気がつかないところをどんどん意見をいただいでですね、それで進めていければよいかと。

最初、やはりこれを、いきなり、委員が振り分けられても、たぶん進まないんじゃないかと思うんで、ぜひ進めるに当たっては、一度、もう少し慎重に意見の刷り合わせをやっていただければなあ、と私自身は思っています。

また、まことに勝手なんです、排出時業者側からの意見を集めるに当たっては、たぶん私が動かざるを得ないかな、とは思っんです、なかなか排出時業者側の横のつながりがございませぬ。全く違う企業で事業活動を続けておりまして、そこをですね、意見を集約するのは非常に

困難かな、と思われま。ワーキンググループリーダーの守富さんから、行政の力を借りないというようなこともあるんですが、場面場面ではですね、ちょっと力添えをいただかないと、ちょっと動けないかなと思っております。ともかく、メンバーとしてはですね、このままの状態よりも、一歩進めていきたいという意思表示で、かなり困難なテーマに取り組むという意志をあらわした内容ではないかと思っております。

(複数委員が挙手)

委員長

ちょっとお待ちください。田辺委員から、意見があるようですので。

田辺委員

すみません、お話を戻すようで悪いのですが、不法投棄の問題ですが、ずっと関わらせていただいて、これを無駄な会議だというふうには捉えてほしくないんですね。やっぱりこの不法投棄のことをきちんと、まあ、無くすというのは確かに業者の方の意識というものもあるのでできないかも知れないですけど、なぜ起きるのかをきちんと検討した結果で進んでいかないと、住民の同意、住民の賛成とか、得られないのではないのでしょうか。これからごみの問題でどんなに考えても、不法投棄というのは出てくるけれども、それを少なくとも対応していくことができる方向だけはみんなで検討していただきたいと思います。

そうでないと、私たちの中で不法投棄の問題が、実際には県の方からの指導をいっぱいもらっているんですけども、よくなっていかない。次に見に行くと、また同じ問題が作られているというのは、業者側の問題なんでしょうけど、それをどこかで規制するなり、何かしていかなくちゃいけない問題ではないかな、と思ってまして、無駄なことではないと思っておりますので、よろしくをお願いします。

委員長

はい、どうぞ。

堀委員

先ほどの加藤さんの意見に戻しますけれど、これまでの議事録なんかを見ても、産業廃棄物の実態調査に関してマニフェストという言葉が全然出てこないんですね。排出から中間処理を経て最終処分まで、産業廃棄物の流れがマニフェストの帳票で全部分かるようになっていきます。私は建設業界の人間ですから建設業のマニフェストしか知りませんが、他の業界も様式は違えど必ずマニフェストは出しているはずですよ。

建設業では、年間千トン以上の廃棄物を出す多量排出事業者は、毎年県の方へ年間の排出量の集計を報告することになっています。中間処理業者や最終処分業者もそれぞれ報告するのだと思いますので、それらを集計すれば実態はかなり掴めると思います。

森朴委員

いや、わからないですよ、全然わからないです。全くわからないんです。

ちょっとお話ししましたが、アップトゥデート（up to date：最新の情報を含んだ）なシステムになってないんです。事後報告になってますし、それから県境を超えての把握が取られていないもんですから、実は県の調査報告書などと全く突合しないんです。

今、それがシステム変更で、電子マニフェストで全国一律、コンテンポラリー（contemporary：同時期に存在する）にやりましょうということで、今始まっていますが、これからまだ、10年間くらいかかりますね。

だから、ただおっしゃったように、事件があったときには、必ず後追いで調べていけば、把握ができるというシステムにはなってますね。

堀委員

最終処分なんかで県を越える場合は無理ですね。けれど排出量はA票を集計したら可能だと思いますが。

森朴委員

違うんです、そうじゃないんです、実態が。

すみません。ちょっと他の委員の方はわからないかと思うんですけれども、排出事業者の方は意外にそのように思われておられるんですが、処理システムとですね、排出事業者のシステムと必ずしも突合してなくて、物について、どこかで不法投棄したときに、それが誰の物であったか、どういう経緯で、どのような契約に基づいて処理されたかというのが、今のマニフェストでは、後追いで、実はチェックできるんですよ。ところが現在進行形で御社が出された物が、どこでどうなっているかということを確認するのは自助努力しかないということになって、行政も実は把握していないという状況なんです。

わが社ならわが社が1年間にどれだけやりましたっていうのは、実は報告があります。その中身全部、E票とA票の写しと全部ありますよね。そうすると、これを情報として、情報公開の対象としてどうしたらよいか、というのは、非常に問題なんですね。というのは、これをそのまま県に報告して、膨大な事務量を例えば県にやっていただくとすると、その内容情報、企業情報はですね、第三者からアクセスできることになっちゃうんです。そうすると、御社が、あるいは明治さんが、どんな薬品をどれだけ使ったかがダイレクトにわかってしまうという情報になりかねないので、実は現在進行形のシステムを建てるということが非常に難しいという状況です。

それで、マニフェストっていうのは、システムとしては大きな欠陥はないんですが、オールジャパンで見ると、ただ、個別に岐阜県でどうだということになると、実はほとんどデータが取れないのが現状です。失礼しました。

委員長 ありがとうございます。

後藤委員 あの、ちょっとよろしいですか。この廃棄物の議論ですけれども、一般廃棄物といわゆる通常、工場から出る廃棄物と混同していただくと、これはちょっと良くないと思いますね。その辺のところを分別して議論しないと。

委員長 後藤委員の言われていることは、関連するのが次の3、4あたりでしょうか、出てまいりますよね、資料として。かなり参考になるといいますか、論議の役に立つ資料が出てますので、その辺に回したいと思いますが。

この資料、今見ていただいております、1、2のあたりでご意見はございますでしょうか。2というのはスケジュールですが。

いずれにしても皆さんの意見を聞いておまして、かなり難しいというのがわかっているんだけど、とにかくやってみるという、意見をいただいたので、それはよいのかなあという感じもしています。

はい、どうぞ。

兼松委員 そういう中で、今日のように活発な議論、専門的な議論っていうのは、なかなか今までできなかった。特にワーキンググループに入っている私などは、本当にこの場に居ていいのかな、と思うくらい知識がありません。なので、ワーキンググループに委員の皆様が参加され、次の委員会に反映したいと思います。

それから、関係業者の方々から収集するという事になったとき、もっとたくさんの智慧がないと、よい質問内容とか収集ができないのではないかと。なので、委員の方々に都合がつけばできるだけ出ていただいて、ワーキンググループを一緒にやっていきたいというふうに提案いたします。

委員長 そういう提案が出ました。私も委員の一人としてできるだけ努力して参加したいと思います。時間を作るようにして。やむをえないときは勘弁してください。

副委員長 ありがとうございます。大賛成です。そこで、一つだけ皆さんにお願いがあります。難しい難しいという意見が多いのですが、要はこの検討委員会は、公共関与がどうあるべきかを議論して最終的な結論を得ることが目的であり、データベースを作ることが目的ではない。そうしたデータがないと議論ができないから、ある程度数値化されたデータを取った上で現場は何に困っているのか、またマトリックス上で、このデータはあるし、ここまでのデータは集めれますよね、という確認を取って

るだけなのであって、どこかの学会で発表するようなデータを作りましょう、というのではない。そこまでしようという気はさらさらない、さらさらないとは言い過ぎですけど、そこまではしない。

むしろ現場で公共がもしこういう関与をしてくれるのであれば、こういうことができますよね。あるいはこういう情報を出してくるのであれば、こういう優良制度が活用できる、あるいはこういう補助金を出してくれるのであれば、そうした物がどのくらいの額でどういうところにお金をかけたらい、といった意見が欲しい。そういう情報が今まで議論しようにも、困っているところの現実が見えないから議論できない。そこで、そのデータを取ろうとっているものであって、どこから何トン出してます、5トンしか処理してませんのデータ収集が目的ではない。そうしたデータは聞けばわかるんです。それはあくまで行政に報告している、見かけ上のよい数字しか出てこないものです。そうじゃない、具体的な数字をある程度聞かないと、何が困っているかわからないんじゃないですかというの、現実だと思います。

それで、あくまでもワーキングの方でやろうとしているのは、公共関与がどうあるべきか、を見るために意見徴収をしたいということであって、あまり数値の方に偏って、私も工学部ですから、行列だとかなんとかいいますけれども、そこは数値を求めることが目的ではありませんので、そここのところは誤解なきよう、よろしくお願いいたします。

森朴委員

委員長。

委員長

はい、どうぞ。

森朴委員

県に教えていただきたいのですが、ホームページで公開してますよね、検討委員会。検討委員会のアクセス、ホームページのアクセスっていうのはわかりますか。

事務局

調査してないです。

森朴委員

すればできますか。

事務局

できます。

森朴委員

お願いをしたいんですが、このワーキンググループ以下の関係者の情報収集に関してですね、広く県民に意見を求める、まあ、どのくらい食いつきがあるか、ホームページのデザインとか、そういうこともあるでしょうが、若い人がやっておられるから、「2ちゃんねる」とまではいかなくとも、やはり食いつきのよいように考えていただいて、広く皆さ

ん、ということ呼びかけるというのも、情報の信頼性とかなんとかは、多少あるかとは思いますが、逆に仮面情報であって、割と、こんなこともあるよ、というのも出るかも知りませんので、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

委員長 ありがとうございます。色々貴重な意見、率直な意見も出たと思ひます。事務局の方も出た意見を参考にしていただいて、さっきのホームページあたりの改善等、よろしくお願ひしたいと思ひますが。

事務局 わかりました。

委員長 次の議題に入る前にですね、ちょっと小休憩しましょう、10分間。15時からやりましょう。12～13分くらい休憩して、15時から始めましょう。

(休憩)

委員長 それでは、議題3、県下市町村の対応状況について事務局から説明をお願いします。

事務局 <議事関係資料 資料3-1、資料3-2の説明>

委員長 ありがとうございます。
まず初めに3-1のところ、これは不法投棄の事案でございます。
このところでは、通報のあった件数のみで数値が分かれておりますが、だいたい、これ以外のものも結構あるということなんでしょうね。

環境生活部次長 通報があった件数ですので、1件あたりの量とか、違法性みたいな部分はバラエティに富んでいます。私も現場を見てきたことがあるんですけど、コンクリート一つ落ちているという苦情から、何かが埋められているという苦情まで、実際に調べてみたら何ら法的に問題ないものまで全部含めての数字でございます。

実際に不適正事案に関して規模の大きいものに関しては、今インターネットで全部公開しています。

委員長 産業廃棄物についての不法投棄で一番多いのはがれき類、木くずとか、プラスチック、こういったものが多いですね。
一般廃棄物を見てもみますと・・・。

森朴委員

委員長。

委員長

はいどうぞ。

森朴委員

これをちょっと見ていただきますと、量のことが出ていませんで判然としませんが、件数だけの報告なんです、産業廃棄物の不法投棄といえますのは16年145件、17年173件、18年149件ですか。150件前後ということですね。それに対して一般廃棄物の不法投棄案件というのは一桁オーダーが違うくらい多発しておりまして、産廃の不法投棄というような市民的評価の中にですね、実はほとんど区別が付いていないということは、やはり特にメディアの方々なんかをお願いをしたいという気がいたします。

一般廃棄物の方で5ページ見ていただきますと、何が捨ててあるかということを見ますとですね、実は区別が上の方と明確につくのかということ実際にはなかなかつかないというものであります。

不法投棄案件の市町村の方は先ほど県の方にお聞きしましたら、通報案件というよりも、県からそれぞれ市町村に対して問い合わせている案件を集計したものであるということで、私は一般廃棄物の業界の方も良く存じ上げていますが、恐らくこれぐらいの数だとすれば、ゴミ袋が1つ落ちていたという案件では恐らくないだろうと思います。市の職員が行って処理をしなければいけなかったレベルでこれくらいになるんじゃないかと思います。「ゴミ袋一つ落ちています」という通報も実は市町村役場には当たり前のようにありまして、そういう場合市町村役場の職員が行って回収するなどがほとんど、あるいはゴミステーションの周りに、何か色々ほかってあるというような不法投棄案件は市町村の場合ほとんど報告しておられないと思いますので、実は非常に大きな数の1,395ですから、市町村数で割り戻しますとかなり大きな数の、恐らく一定の量を捨てたという案件があります。

見ていただきますと、物は粗大ごみ以外のごみの案件ですとか、電化製品、家具、ピアノというような大型家具等ということで、意外と大きな家具が出ています。これも不法投棄ということでカウントされています。産業廃棄物が思いのほか、ここでは少ないということが特徴的だと思います。

一方で市民団体の方々から言われる不法投棄というのは、ここにデータとしてあがってきていないのかなという気もしてまして、埋め立てとか不適正処理、保管不適とか、焼却施設の苦情とかそういうところで実は上がってきているのかと感じます。

こういう処理の状況は大切なことですが、県自身もデータとしてできる限り公開していただいて、悪質な案件等については積極的に法的規制

をお願いしたいと思います。この不法投棄案件というのはこの千何百もあるということが、先ほど堀委員からおっしゃられた、性善説に対する性悪説と申しますか、この人たちがどういう意識でやっているのかは定かではありませんが、基本としては不法投棄案件については出来る限り法的に必要な措置をおとりになるべきかと思います。以上です。

委員長

私もこの資料を見たとき、やはり一般廃棄物の不法投棄数が大変多いなと思っていたところです。

捨ててある1件の中身はどうかというと、当然産業廃棄物の方が多いだろうと考えがちなんですけど、しかし一般廃棄物は一般の人たちが投棄している可能性が大きいと思われるので、かなり環境教育というか、そういったものが一般市民に中まで浸透しているのかと気になる場所ではありますね。

森朴委員

委員長。

あの、私個人的に廃棄物処理業者の役員をしておりますので、一般廃棄物の市町村から頼まれて、こういう不法投棄現場の片づけに行くところに付き合ったりすることがあるんですが、率直に言って家庭ごみではないなというのがほとんどですね。

委員長

例えばどんなものなんでしょうか。

森朴委員

引越の際に出る物がまず一つですね。これは引越をされる方が捨てたのか、あるいは、引越を請け負った業者が捨てたのか。そういうのが一つ。これはかなりいろんな物が、ここに書いてあるものが全部入り混じった状態で、がさっと結構大きな量で4トン車一杯くらいの量で出ますから、河川敷とか高速道路の裏道やそういうところに捨てられている事例ですね。あとは、事業者の方の、零細の事業者の方の仕事関連のゴミの気配といいますか、作業を行った帰りに捨てていったなというような感じです。

完全な個人の生活臭の漂う様な日常のごみというのは、コンビニ周辺とかゴミステーション、あと高速道路に捨ててあります。

市民の一般常識とは少し違うところで不法投棄を支えている階層といいますか、経済的な要因があるのかなということを推測します。

田辺委員

私の事例で今のお話をさせていただきたいのですが、うちの山の周辺でいっぱいごみが入ってしまっていて、その中に通信簿があったんですね。それで名前を見まして警察へ届けまして、警察が出された人まで調べられたんですが、その方はきちんと引越のときに出しました。出した業者の名前もわかるが、実際にはその業者がなくなっていて、摘発できな

ったというのがありました。やっぱりそういうのが結構大きいのかなって思います。

森朴委員 そういう事例はほとんど廃棄物処理業者でさえないという、まあ状態ですね。

加藤委員 同じようなお話なんですけど、いろんな事業所さんですね、環境活動で社外のごみ拾いをしている。私どももやっているんですけど、会社の外のごみを拾うと、まさにこの様な一般ごみが出てきます。本当に今そういうポイ捨てという意識ですね、若い人からかなり年輩の方まで、まだまだそれを守るといような意識が少ないんじゃないかと思えます。まさにこのごみの様に、私どもいつも拾っています。産廃以外にもこういったモラルといった点を強調する様な機会があれば、やっていただければかなり減るんじゃないかなと思われま。

今ほんとにいろんなコンビニが出ていますけれども、そこでちゃんと捨てていただければ問題ないような缶とかがそういう物がよく川に落ちています。残念なことですけど、見過ごしちゃいけない内容かと思えます。

委員長 そういうものは底辺の教育のところからやらなきゃいけないでしょうね。

私も畑をやっている、草を生やしていると誰か缶とかごみをいっぱい置いていくもんですから、きれいにしておかなきゃいけないなと思ったりしてますけれど、まあこれ、どのような形で取り上げていったらよいでしょうね。小さな子供の教育にも関係しますし、学校教育なんかにも関係のあることかと思うんですけど、なんとか解決する方向で考えていかなきゃいけないことかと思えます。

兼松委員 4ページの県下の不適正処理状況。通報があった件数のみということなんですけど、ということは、通報があつて県がそこに行って、それを確認したというふうに考えたらよいですか。市町村は市町村で通報を受けて、そこが対応できるものは対応しているの県には上がってこないということですか。

森朴委員 一般廃棄物のところですか。

兼松委員 産業廃棄物のところと両方。

不法投棄監視課長 この件につきましては、全て通報については確認をして顛末をつけています。ここで、産業廃棄物と一般廃棄物と分けてはございますが、事案によっては現場へ行くと、そういう物が混在している場合もあります

し、この中には一般廃棄物としてカウントしてあるけれど、それが主にということでこちらにカウントしているものもあれば、産業廃棄物としてカウントしてあるが中には一般廃棄物が混ざっている物もございまして、これにつきましては、市町村と一緒に行って確認をして、それぞれ措置をしております。

兼松委員

ありがとうございます。一般廃棄物と産業廃棄物の区別が非常に不法投棄された物というのは見分けが付きにくい事例がいっぱいあるだろう。山の中に入って行ったりしたときに、難しいなということをおもいました。

それから、一般家庭から出てくる廃棄物の中でどういう物がっているのは、後ろのところ5ページのところにあるんですけど、例えば家電製品ですとか大きな物になると、主婦が一人でテレビなんかを廃棄しようとする、大きな物をしっかりくるんで、それで業者に取に来てもらったり自分で持って行ってとか、そのために1台4千円とか5千円とかそういうお金を払うか、又はそのテレビを新しく買ったとき引き取ってもらおうとか、そういうことをしないとなかなかうまくいかない。そういう意味で、きちんとやらなければいけないんだけど、非常にやり難い。そういうのがあって、今日のインターネットに出ていたんですけど、数日前かな、沖縄の方で一般家庭の廃棄物の不法投棄が少しずつ増えている状況があるってということで法規制のことと無関係ではないという気がしています。

委員長

それでは、次の資料3-2のところへまいりましょう。3-2はあわせ処理ということで、産廃の一部を一廃のところで処理しているというこういう事例。結構あるんですね。これについて意見を出していただきたいと思います。

産廃を一廃のところで処理能力に余裕があるならば、もっと効率的に稼働させるならば、そういうのも一部有料でやればよいじゃないかという様な考え方も当然あってもよいと思いますし、その辺の考え方とか、どうでしょうね。

森朴委員

委員長。

委員長

はい。

森朴委員

市町村の一般廃棄物処理の現場も非常に困難だということはよく理解できます。まあ、産業廃棄物処理業界からいえばお客様でありますので、一般廃棄物でもですね、出してくださるんであれば受け取りたいといいたいところなんです、皆さん方が普通に思われているのと違ひまして、産業廃棄物処理の専門の事業者といいますのは、やはり特定の事業者の

お客様と長期にわたる安定的な契約を結び、また、なおかつその物の物性に合わせた処理を行わなければならないということが実態であります。

大部分の専門の産業廃棄物処理業者はですね、そういう意味合いでは施設なども一般廃棄物処理業者の方とかなり違う、収集の車両から違っています。例えば皆さんがよく見られるごみのパッカー車なんていうのは、産廃業者で持っている方は少ないですね。逆に各事業所にコンテナ等を置かまして、そこへ入れていただいて、それをフックロールという形で引っかけて持って行くという車両ですとか、それから大きな重量の比重の軽い物を大量に運ぶためのトレーラーですとか、かなり一般廃棄物のごみの収集するプロセスと違っています。

そこで問題になりますのは、先ほど兼松委員からも出ていたんですが、家庭の奥さん方が例えば買い換え等で白物の家電製品なんかを買いますと、家電リサイクル法の対象となる物はですね、買い換えた事業者が引き取る義務があるんですが、それ以外の物は、事業者には義務がないですから、どこへ持って行こうかと思えますと、家庭の奥様方にとってみれば、市町村の収集センターのステーションのところへ出さなければならないということで、これをお守りになっておられる方もあるようですが、一方で例えばトースターをお買い上げになる、小型の家電製品を買われた、じゃあこれ持って帰ってよという形でですね、使ってた物を引き取らせるという事例をよく耳にします。それらのものがですね、どうも一部の不法投棄へつながっているような印象もありますし、先ほど申し上げた、例えば引越に関して出るようなごみというのは、果たしてこれを事業者で処分しろと言っても、その能力が、例えば引越業者さんにもあるのかという基本的なところがあります。

また、引越業者さん大手は最近考え方を変えてこられたようですが、実際に一つの家が引越すようなことになると、かなりの部分、例えば新築建て替えですとかかなりの部分が実際には使えないということでごみになる。そうするとこれは本来、一般廃棄物で処理できるはずの法令の仕組みになっているんですが、引越業者さんに頼んだ瞬間に産廃だと、あるいは事業系一廃という区分にされてしまいます。

それから、各地域において中小零細の事業者で日常的に少量であるけれどもこういった廃棄物が出てくる。これを例えば私どものような産廃業者に処理を委託されても、あまりにも小さなロットで、例えば1トンあたりで考えればとんでもないような処理費をいただかなければお引き受けできない。

こういうような事例が、小規模の排出については、非常に多いと思います。これは一般廃棄物の処理施設の側にゆとりがないということは十分承知をしておりますが、同様に市民生活のほとんど日常生活に類接する様な形で排出されるような事業系の産業廃棄物、小規模の産業廃棄物等は、ぜひ市町村に積極的に処理をお願いすべきではないかと思ってお

ります。以上です。

委員長 今の森朴委員の考え方に対してどうでしょうか。

堀委員 森朴委員がおっしゃいましたけど、これの中には事業系一般廃棄物も入っているんですよ。

森朴委員 そうなんです。逆に事業系一般廃棄物が断られているという事例もあります。

堀委員 企業から出る紙くず、布くず、木くずは全部産業廃棄物です。一般市民に対しては行政サービスとしてそれらのごみを回収して処理していますが、企業に対してはそこまでやる必要は無いということです。それで、企業はそれぞれ業者に委託して産廃として処理していますが、中身は一般のごみと変わりありません。ですから、市町村が一般廃棄物と一緒に処理するということは非常にいいことだと思います。紙くずや布くずが多いと思いますのでほとんどが焼却でしょうが、能力があればどんどんやっていただきたいですね。

委員長 逆にこれを受け入れていないところも結構あります。そっちの方の意見で賛成な方はおられますか。

兼松委員 賛成反対ってことじゃなくて、それは自治体の実情に合わせなければならぬ状況があると思います。それを私たち委員会がそうしていただけたらありがたいということは言えるかもしれませんが、それぞれの自治体と議会と住民との判断の中でできてくるので、実態はこうなんですということですか、思ったより安かったですねとか、そういう判断であって、これからそういう流れになっていくのかなと予測することはできても、賛成だ反対だと言うことはなかなか難しいと思います。

委員長 反対の場合は、11ページのところでいろんな事情が書いてあって、できないようなことがあります。こういうところの話をうまく話し合えて、納得の上でどちらをどういうふうにするのかということで、上手くできるならば、だいぶ、施設の効率的な運用につながるのではないかなと思うんです。何かよい考えはないでしょうか。

小林委員 あの、ごみってやはり分別につけると思うので、まず排出業者の産廃の方たちは分類することをやはり奨励されるべきだと思いますし、それはもうやってらっしゃる方もいらっしゃると思うんですが、私が特に感じるのは、例えばうちの近くに事業者系のところでペットボトルをたく

さん使ってやってらっしゃるところがあるんですが、逆ざやであるにも関わらず、一般のごみと一緒にリサイクルに出している。それはどのくらいの量でれば産業廃棄物かわかっているのに、細かい調査には絶対自治体が来ていないのでわからないと思うんですね。

さっき兼松さんが言われたように、これは能力を超えるか超えないかっていうようなことが、もう何年も前から実情がどんどん変わってきているので、もう一回自治体ごとの施設の処理能力と集めてきた物と、もう一度ヒアリングし直す必要があると思うんですね。

もう一つ、私は岐阜市に住んでいるので岐阜市のことしかわかりませんが、ほとんど処理業者が委託で市の職員ではないわけです。ですからどんなごみが出てくるのかっていうのは、絶対市の職員の方には上がっていないなっていうことがよくわかるので、たまにはデスクワークから離れて、どういうごみがどんなふうに出ているのかっていうことを、各自治体がもう少し調査すべき事案ではないかなっていうふうに思います。その段階で、例えば岐阜市老洞の処理施設の場合ですと、ダイオキシンも出ないので、かなり余力もあるはずですので、あわせ処理を行っても、なお施設の余裕もあると思うんですね。

かといって一方小さな自治体ですと、ダイオキシンの心配はないにしても、自分の処理能力を超えてしまえばそれはできないわけです。岐阜市の場合だと周辺のところを集めていって、24時間の処理をしているので、ゴミがまだ足りないくらいだという話も聞いていますので、そのあたりの自治体を超えた調査みたいなものを、ぜひこういうことがあるのなら、もう一度された方がよいのではないかという気がします。

委員長

一廃との関係ですよな。
どうでしょうか。

森朴委員

あの、小林委員のおっしゃっているのがどこの事例かは、推測ではあそこかなというくらいですが、実は産業廃棄物の処理施設の側はどちらかというとは分別する立場にないというのが実態でして、皆さんが思っておられる産廃業者が、どうも収集運搬業者のことをおっしゃっておられる事例が多いようなんですね。それから入ってくる施設についていえば、できる限り分別していないと困るわけです。困らない方法を考えたのは善商さんくらいでして、あれは全く法律を裏に逆用する形でおやりになったんですが、おっしゃるとおりできる限り分けてなきやいけないし、分けてないと処理できないというのが実態です。

小林委員

分けるのは自助努力ということで・・・。

森朴委員

いや、排出事業者の方から分けていただくのが一番です。

小林委員

そうだと思います。それは産業としてお金を儲ける手段としてやってらっしゃる方は当然のことなんですけど、それが今、かなり市町村によってはルーズになっているところがたくさんあるんですね。産廃であるにも関わらず一廃に出しても平気な市町村があるので、そのあたりの実態調査っていうのがほんとにきちんとなされているのかなと思いますし、例えば大垣市の事例だったら各町内できちんと言張りを立てられているので、そのあたりはやはり岐阜市と比べればきちんと言されているように思うんですね。そういうシステム作りっていうか、そういうものも、もし一廃産廃っていうふうにやられるんだったら必要ではないかなって思うんです。

森朴委員

あの、ちょっとお互いに勉強しながら、お互いの現場をつていうことでこういう機会交流していきたいと思うんですが、私どもが見ますのはお互いの共通の意識が非常に乏しいという現実でして、ごみの処理の現場で起きていることが意外と市民的な合意になっていないということが現実にあります。非常に複雑に分別しているにも関わらず、処理のプロセスでもう一回一緒にしている現場を何度も見ましたし、これが一方的に不合理かっていうと必ずしもそうでもない事例もあり得ると。

例えば、今石油価格が非常に高騰していますので、可燃物のごみを燃やすのに可燃の物が非常に少なくなってきたら、全国的に。新聞紙上でステーションに出されているごみは誰のものつていう、新聞を持っていったつたという話がありますが、日常的なごみでも非常に水分の率が高くなって、なおかつカロリーが大幅に下がっているという事例があります。

それを処理するために大量に化石燃料を入れて燃やすよりは、分別してあつたとしても、それを燃料として投入することに一定の合理性はあると思うんです。ところが私どもから見ると、そういう合理性がきちつと市民に説明されずに行われていたりすれば、大きな誤解を招くことになります。

それから、私どもが一番恐れますのは、これまでお取引のなかつたような中小零細の事業者の方、これは市町村が処理をしてくださつていた方々がですね、ある日突然のようにあなた方は産廃だと、これは産廃だと言われて持って来なきやいけなくなると。物を見ますとほとんど事業系一般廃棄物じゃないかと思うようなものが、ある日突然、産廃に指定されてしまう。

その裏を見ていきますと、何かその市町村がごみ緊急宣言か何かを出して、大本営発表で、お隣の県の大きな市の話ですが、ごみを減らしたという実績作りのためだけにやってるというようなことを考えますと、もう少し情報を公開して議論を透明にして、産業廃棄物というのは出て

くる物の性状ではなしに、生産のプロセス、物の産業として生産するプロセスで出てくるのが一番基本ですから、このプロセスで出た物が産業廃棄物であって、それが物によって区別されています。それ以外の物が一般廃棄物ということになっているのですが、どうもそのあたりが行政にとっても排出事業者にとっても、何か不鮮明なまま押しつけあっている現状があるんじゃないかと思います。

ぜひこうした委員会やなんかを含めて、それらの情報ができる限り県民市民に共有されることが必要だと思います。

委員長

この話をしていますのはね、こういった廃棄物を処理するのにいろんな施設がある可能性があるが、この場合に本当に新しく作らなければいけないのかって話の中で、こういうような使い方もやられているってことを勉強すると、それは場合によっては合理的なのかなど。しかし今法律的によいのかどうかとか、いろんなことが出てきますので、その辺の整理はどのような形で考えたらよいのだろうか。

環境生活部次長

あわせ処理については、地球環境村構想で、産廃は地元合意がなかなか取れないが、一般廃棄物ですと言うと合意が取りやすいということもあって、地球環境村構想を進める中で一廃と産廃のあわせ処理を進めたらどうかという県からの提案もしました。その中で産廃処理を進めるに地元の合意を取るために一廃を混ぜて誤魔化すんじゃないかという批判もありました。

国の方も何年前かは記憶がないですが、一般廃棄物の場合は国から補助金が出ますので、最初の計画の中にこれだけのごみを処理するからと補助金をもらってしまして、その中に当初は産廃を入れる予定はなく、一廃だけを処理する計画の場合、途中から変えて産廃も混ぜますというのは、なかなか手続きとか面倒なものでしたが、国の方も産廃処分場の逼迫などから、かなり緩和してきました。

もともと法的にはあわせ処理を認められていますので、問題では無かったんですけど、一廃で産廃を処理してもよいですと、国もそういう方針で今も来ていると思います。それは産廃の処分場が逼迫しているというためだと思います。

先ほど兼松委員が言われたように、市町村それぞれの市民、議会、行政の皆さんでそういうことを決めていただくことで、県からとやかく言う問題ではないですけど、今回の調査でもありましたように、地場産業を育成する意味で、例えば一つの例として木工製品が盛んですと、木くずは地場産業の振興のために一廃の処理施設で処理しますよとか、そういった産業育成のためという理由はありますが、それ以外の面から、施設に余裕があるからとか、そういうことで産廃を積極的に一廃の処理施設でやっていこうというような感じではないのは事実だと思います。

委員長

多治見市もやっているんでしたよね。この件は、地方自治体の考え方でずいぶん変わるといことはそのとおりだと思いますが、これから話を進めていく上で、どこかに入れておかなければならない情報だと思います。

森朴委員

委員長。一言だけあえて申し上げたいのですが、どうも県民の皆さんの中にですね、「産廃は危険である」という神話がとりついている様な気がいたしまして、一般廃棄物より産廃は危険という、なんか非常に不思議な、どうしてそうなるのか私は全然わからない、不思議なことが生じております。これが恐らく今日プレスの方々がいらっしやいますが、プレスの方も同じよう認識じゃないかと感じます。

私どもの現場から見ますと、出てくる物は排出事業者のものでありますので、私どもが作っているプロセスとは違いますので、必ずしも一概に言えませんが、ある種、物を作る過程で出てきますから、それは純粋化行程を経て廃棄されてきます。それに対する処理もある種非常に単一の物に対して適正な処理をするかどうかの問題にほとんどかかっている。

日本の環境関連技術は世界的に見ても非常に水準の高いところにありますし、日本の中で今後産業廃棄物で問題になるということは、現在想定されていないような有害物質が将来的に可能性が出てきた場合、これについては私ども何とも言いようがありませんが、これはどちらかといいますと、有害物質の管理に関するものでありまして、廃棄物の世界の話以前の話であります。

にも関わらず、産業廃棄物がなぜ危険だということになってきたかというのは、実は公害病との関係であり、やはりこの公害との関係をきちんと押さえておく必要があるかと思えます。

昭和30年代から50年代にかけての高度成長期に、日本の企業が大量の廃棄物を垂れ流し状態で環境中に放散した。そのことによって多くの国民が犠牲になった。このことが産業廃棄物を原因とする被害者の発生という、これにつながっている。

ところが実際に歴史的に見てみますと、産業廃棄物は公害に対する規制の結果、産業廃棄物という概念がそこで初めて生まれたということに、実はほとんど無理解である。

また、私ども業界としてもこれから県民に訴えていかなければならないと思いますが、産業廃棄物の処理は、実は生産活動によって環境中にそのままでは放出されてしまう有害物を取り出して、適正に無害化するというのが本来のプロセスであります。

それに比べますと、一般廃棄物は実はコントロールが非常に難しい物であります。ビックリするような物が時々入っております。今話題になっておりますが、発砲事件に使われるピストルが出てくるとかともども

ない物の中に入っておりますし、人間の死体でありますとか、感染性の物も含めて非常に多種多様な物が入っています。また、放射性物質ではないかと疑われるような物があったりと、非常に怖い現状があります。

私は、一般廃棄物も適正に処理をしていくことが可能だと思いますが、現在、多くの市町村で「産廃は危険、一廃はそれに比べれば安全」というような神話がまかり通っていることに対しては反論したいと思いますし、あえて記録に残していただきたいと思います。

委員長

わかりました。どうもありがとうございます。

それでは、時間もまいりますので、議題の4番目、「産業廃棄物の3Rに関連する研究開発の実施状況について」事務局からお願いします。

事務局

<議事関係資料集 資料4の説明>

委員長

ありがとうございます。この研究テーマを見ますとなかなかいい形の研究結果としてまとまっているんですが、我々として知りたいのは、少し先ほど報告がありましたが、実用化に向けてどの程度うまくいっているのかという評価ですね。研究者は一生懸命やっておられるのですが、県は、企業が実用化する場合のサポートですね、企業との連携をどの程度一生懸命やっておられるのか。その実情はこの表からはわからないので、どうなっているのかをお聞きしたい。

事務局

研究所は、こういった研究費とは別に「技術開発支援事業費」という予算を持っており、その事業費の中で相談を受けたり、企業訪問をして業界ニーズを汲み上げる。また、技術発表会などを開催して研究成果をお返ししていくということが原則となっています。

少し、研究機関に実情を尋ねてみましたが、研究所の意識としてはニーズの汲み上げ、還元は非常に大切であるとの意識を持っており、積極的に取り組んでいるとの答えでした。しかし、実際にどれだけの企業が制度に周知されていて、その情報にアクセスしているか、結果を知っているか等は掴み切れていません。

委員長

そのあたりがとても大事なところですよ。

堀委員

県に「リサイクル認定制度」があるでしょう。確か60数種類かあったと思いますが、建設業界ではそれを積極的に使うことが県の仕様書に入っています。そして「何年度はリサイクル製品を何億円分使った」といったデータを見たことがあるんですけど、廃棄物対策課では把握していませんか。

環境生活部次長	それは、この表とは別ですが、リサイクル認定製品というのは、廃棄物対策課の仕事ですので、どれだけの製品が認定されて、年間どれだけの使われているかは把握しております。次回、その資料は委員会にお出しします。
委員長	他に意見はございますか。
兼松委員	<p>これを見ていると、単年度又は2か年にわたってという研究が多いのかなと、ほんとに長いのもありますが、それくらいで結論を出さなければならぬものではないでしょうか。県の機関は、有効に企業とコンタクトを取りながら開発を進めていくのだと思いますが、例えば、岐阜大学などと連携はできないものかと思います。</p> <p>それから、産業技術研究センターとか生活技術研究所とかに話を持っていけるんだということをどのような方法で知のでしょうか。岐阜県などに相談していくのでしょうか。</p>
事務局	<p>各研究所は、相談があれば門前払いはしませんし、研究テーマになるかどうか以前の問題として、技術的な支援をしたり関係する機関を紹介したりをします。</p> <p>実際に、そういったことをどこまで積極的に周知しているか、オープンにしているか、働きかけているかはそれぞれ研究所によって実情があると思います。パンフレットなどで「相談を受けますよ」等とPRしていると思いますが。</p>
兼松委員	<p>インターネットで出せば、誰かがアクセスするとか、それが実を結ぶということはないのだと思いますが、窓口はいっぱいないと、せっかく研究機関があっても、知らないで、活用されないで過ぎてしまうかもしれないと思います。こんなに研究施設がいっぱいあることを私は知りませんでした。</p> <p>もう一つは、14番の「再生利用」で、たぶん寒天のテングサのことだと思いますが、それを飼料にして、ヨウ素分の多い、付加価値のある鶏卵を生産することができるというものですが、これはやはり実用化されなかったのでしょうか。お金の問題でしょうか。</p>
委員長	そういう課題が結構あちこちにあるようですが。
事務局	パテント問題、それから飼料製造の技術的な問題があり導入には至っていないとのことですね。
委員長	パテント問題ということは、他でもやられているということですね。

共同研究の場合は、どちらに帰属するかという問題が起こることもあります。

兼松委員

その点で、三重県は企業との共同研究をしていくシステムをきちんと作っていて、契約を交わして、共同研究するときはこういうふうにする、特許を取るときはこうするというので、特許を取っていて、がんばっているなあ、という面も感じます。ただ、共同研究の悪いところは、相手企業にとって都合の悪い結果が出たときは公表しない、県の費用を使いながら、都合の悪いことは公表しなくていいという規定があつて、それでフェロシルトに緑化作用がない、栄養分がないということがわかっていながら公開されないまま来てしまった、という問題点はあるんですけど、特許を取っていこうという大きな流れはあそこの中にあります。

岐阜県も、きっとやってらっしゃるのかも知りませんが。

環境生活部次長

研究所は、関係する業種とか研究方向が決まっておりますので、それぞれの研究所はそれぞれのお得意さんというか、関係する分野については業者さんも当然知っていますし、研究所側も承知していますので、関係業界のニーズは絶えずみ取って、話し合いも行われておりますので、岐阜県もそういったことは十分にやっております。

委員長

時間が迫ってまいりました。今回準備した議案は全て検討したことになります。

今日、皆さんの資料の中に、傍聴人からの意見書というものが出ております。これは皆様お読みになったと思いますが、いくつか指摘をしております。この会の「産業廃棄物処理施設整備検討委員会」という名称が、やっている内容と合わないのではないかと指摘があります。これについては、実質的にやろう、ということで進んでおります。

それから、データのきちっとしたものが出ていないという指摘もありますが、委員会でも課題としているところです。こういったことも参考にさせていただきながら今後に臨んでいただきたいと思います。

委員長

それでは、参加していただいた方から意見を聞きたいのですが、その前に、これまでの意見書の資料作成に当たっては、出された人の名前は載せないということできていましたが、希望があつて「入れてほしい」と言う方もおられます。発言された人の中で、名前を入れてほしいという人は、その旨後で事務の方へ言っていただいで、それで発言していただきたいと思います。どなたか発言どうでしょうか。

傍聴者

早川と申します。名前はどちらでもいいのですが。

委員長	<p>それでは、こちらが困ってしまいます。</p>
傍聴者	<p>それでは、入れていただいて結構です。</p> <p>不法投棄のことで大変関心を持っています。意見書にもありましたが、今回の不法投棄の事案について、やはりデータが不完全、不十分だなど思いました。</p> <p>まず、量が書かれていないこと、それと通報だけをカウントしていて、ダブっている場合が多くあるということですね。住民側にすると、不法投棄をされているというのは本当にいやなものなのです。だからもっともっと現状を把握していただきたいと思います。</p> <p>それから、解体業者さんの問題が大きいと思います。私の地域で解体業者さんが解体ごみを持ってきて、積んでいるのですが、県の人に通報すると「それは、解体業者さんが区分して積んでいます」というのですが、私たちがパトロールに行くと「これは、区分しているのではなく、ただのごみだよ」ということがたくさんあります。いろんなことを正確に把握して、ちゃんとデータに取っていただきたい。</p> <p>この委員会で出されたデータでも、事業系の一般廃棄物がたくさん捨てられている。私の知っている限りでも、そういう事例が多いです。このデータは不十分ですけど、森朴さんがおっしゃったように、事業系一般廃棄物であって家庭用ではない、と思われま。それが今どんどん増えているという現状がありますので、それについての対策をこの場で検討していただきたいと思います。以上です。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、時間がだいぶ過ぎましたのでこの委員会はこれで閉じたいと思います。</p>
森朴委員	<p>最後に、よろしいですか。</p>
委員長	<p>短く。</p>
森朴委員	<p>はい。既に新聞紙上等でご存じかと思えます。多年にわたる御嵩町における産業廃棄物処理施設を巡る問題、県と御嵩町と事業者の話し合いがいよいよ開始されることとなりました。業界を代表しまして、改めて関係された皆様にお礼を申し上げたいと思います。</p> <p>この検討委員会で、立場の違いをのり超えて議論をしてきたことが、そのような三者の話し合いの手がかりとなったのではないかと思います。委員の皆様にも、業界を代表してお礼申し上げます。ありがとうございました。</p>
委員長	<p>ありがとうございました。それでは、これで終了いたします。</p>

司会

長時間にわたりご議論いただき、ありがとうございました。

本日の議事録につきましては、近日中に皆様に確認させていただきます。

また、本日お配りしました資料の内容等につきまして、ご不明の点等がございましたら、事務局までお問い合わせいただきますようお願いいたします。

これにて、本日の委員会を終了させていただきます。ありがとうございました。

岐阜県産業廃棄物処理施設整備検討委員会
第6回委員会出席者名簿

■ 委 員

【出席委員】

堀内孝次（岐阜大学応用生物科学部教授）
守富 寛（岐阜大学大学院工学研究科教授）
小林由紀子（環境市民ネットワークぎふ）
田辺桜子（NPO法人ごみGネット）
兼松秀代（放射能のゴミはいらない！市民ネット・岐阜代表）
加藤光貞（岐阜地域産業廃棄物処理推進協議会会長）
堀 義博（社団法人岐阜県建設業協会環境委員会委員）
後藤利夫（社団法人岐阜県産業環境保全協会副理事長）
森朴繁樹（岐阜県産業廃棄物処理協同組合理事長）

【欠席委員】

未 定（岐阜県市長会会長）
谷口 尚（岐阜県町村会会長）

出席者数： 9名

欠席者数： 2名

■ 事務局

高田幸三（岐阜県環境生活部長）
古田常道（岐阜県環境生活部次長）
正木秀明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課長）
奥村政文（岐阜県環境生活部不法投棄監視課長）
永田幸範（岐阜県環境生活部廃棄物対策課総括管理監）
市原 裕（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
新谷哲也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課課長補佐）
大坪敬明（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
細井紀也（岐阜県環境生活部廃棄物対策課技術課長補佐）
ほか事務局担当者